

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、株主様をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレートガバナンスに関する基本方針としています。
このため、経営の監督体制を強化するとともに、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社はジャスダック市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
DADU(HONG KONG)CO.,LIMITED DIRECTOR DENG MINGHUI	2,972,500	33.23
KEEN COUNTRY LIMITED	1,788,000	19.99
茂木真一	1,717,300	19.20
HSBC BROKING SEC. (ASIA)	735,000	8.21
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	130,600	1.46
荒川 登	68,900	0.77
君島慧明	58,400	0.65
太田勝則	31,100	0.34
李 聡	30,000	0.33
日本証券金融	28,300	0.31

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

・上記「大株主の状況」は平成28年1月31日現在のものです。

・上記のほか当社所有の自己株式58,200株があります。

・次の法人から、平成24年2月6日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年2月6日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けておりますが、平成28年1月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

氏名又は名称 勝時国際物流有限公司
所有株式数 735,000株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 8.21%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期	1 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 **更新** 4 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役(3名)と内部監査室(1名)は、共同して監査計画を作成し問題意識を共有のうえ、各部署に合同監査を実施しております。その結果につきましては内部統制部門である管理本部(5名)を経由し、社内での問題意識を共有した上で、代表取締役社長に報告されます。

また、当社の監査役であります3名のうち林 孝司氏につきましては、中立公平な立場・観点から取締役の職務執行を監査する立場にあり、且つ十分に独立性が確保されていることから、平成28年4月25日付にて独立役員に指定し、当社が上場しております東京証券取引所に届出ております。

会計監査人は、定期的に監査役へ会計監査計画の説明、四半期レビュー及び期末会計監査報告会を実施し、監査役と情報交換および問題意識の共有を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 **更新** 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽一彦	他の会社の出身者													
林 孝司	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽一彦		監査役	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査業務に生かしていただくため。
林 孝司	○	監査役	企業人としての豊富な経験と高度な専門知識を有されており、客観的な立場から助言をいただき、経営の監視機能の充実に図るため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の監査役林 孝司氏は、他社において長年にわたり貿易に携われ、中国などの海外勤務も経験されております。豊富な社会常識、経営知識、専門知識をもって取締役会に参加し、取締役会及び取締役の意思決定、業務執行に十分な監視機能を果たすと共に、内部監査室、コンプライアンス担当との連携により監査体制の充実に担っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは報酬及び賞与で十分であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の年間報酬総額29,104千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

1. 当社は監査役3名のうち2名が社外監査役であります。現在は監査役の職務を補助すべき専任のスタッフは配置しておりませんが、協議の上必要に応じて配置することとしております。
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び違法又は不正な行為等を発見した場合の他、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に報告する体制をとっております。
3. 内部通報制度により法令違反その他のコンプライアンス上の問題については、監査役への適切な報告体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、4名の取締役と3名の監査役で構成され、年に8回定時取締役会を開催、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定と業務執行監督を行っております。

監査役会は、1名の常勤監査役と2名の社外監査役とで構成されております。取締役の業務執行が適正かつ効率的に行われる監査体制を構築し、経営課題の検討及び経営情報を共有する会議を適時開催し、内部統制機能の確立により、ガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

コンプライアンス担当は、内部通報制度、個人情報保護等の社内制度制定及び体制整備により、法令遵守を徹底し、監査役会、内部監査室との連携の上、ガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

内部監査室は監査計画に基づき各部署を監査し、法令及び社内諸規程の遵守について指導しております。

個人情報保護法については社内規程等の制定及び組織体制を整えて周知徹底し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では健全で透明性が高く経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。

効率的な経営・執行体制を構築するとともに、株主様の権利を尊重し、平等かつ公平を旨とし、信頼性向上を図るようコーポレートガバナンス体制を確立するべく検討した結果、現状のコーポレートガバナンス体制となっております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社は1月決算の為、総会の集中日にはなりにくい状況ですが、総会日を設定する段階で集中日が判明している場合は、開催日を考慮するよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IRに関する部署(担当者)の設置

当社管理部内に担当者を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

当社の企業理念・ミッションにおいて下記のとおり明示しております。

【企業理念】

C-ism

私たちは世界中の人々の笑顔のためにファッションを通じて新しい生活文化を創造していきます

社内規程等によりステークホルダーの
立場の尊重について規定

【ミッション】

- ・お客様には良質な価値あるサービスを
- ・株主様には適正な利益還元を
- ・お取引先様には公正なパートナーシップを
- ・社員には最適な環境と公平な評価を

提供することにより、社会に貢献し成長していきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【 内部統制システムの整備状況 】

当社は、企業活動全般にわたり、企業としての社会的株主をはじめとするステークホルダーの信頼を得るために、不祥事を防止し、業務執行の有効性・効率性、法令の遵守および財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築します。

1. 業務執行体制

取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、業務を執行します。
監査役は監督機関として監査役会を設置し、取締役の業務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。また、取締役の間で経営課題を検討し、取締役および監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時実施しています。あわせて、内部統制機能を確立するため、業務プロセスごとに諸規程を体系的に整備し、社内規程においてそれぞれの権限や責任の明確化を図るとともに、計画、実行、検証、改善を組織的に実行できる体制を構築しております。

2. 財務面の統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理規程、手順書およびマニュアル等を整備し、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築しております。

3. リスク管理

当社は、会社を取り巻く戦略リスク、業務リスク、財務リスク、情報リスクなどのすべてのビジネスリスクを管理することが重要な経営課題の一つであるという考えに基づき、リスク管理マニュアルを定め、リスクマネジメントシステムを構築し、推進します。
取締役は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任および説明責任の明確化と、透明性の高い経営体制の確立に努め、当社における企業価値の極大化および不祥事の防止を目指して、取締役の業務の執行および従業員の業務の遂行が法令、定款および社内規程に適合し、かつ効率的に行われることを推進します。

4. 内部通報制度の確立

組織または個人による法令違反・不正行為について、その事実を速やかに認識し、被害の極小化および再発防止に努めるとともに、当社の倫理・法令遵守体制を推進することを目的として既設の「コンプライアンス担当」を従業員等からのホットラインとして制定し、内部通報者保護規程に基づき、円滑な運営を図ります。

5. 業務遂行体制に関する事項

当社は、業務遂行を適正に行うため、当社の経営方針、重要な決定事項・報告事項を確認し、経営全般の管理の実効性を高めます。また、当社の経営活動上の重要な意思決定事項については、職務権限規程及び業務分掌規程に従います。

6. 監査体制に関する事項

監査役は、法令に定められた権限を行使し、社内の組織を利用し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施しております。監査役の職務を専属的に補助する従業員の配置を求めた場合、取締役は監査役を補助する従業員を配置し、その従業員の定数および資格要件等については、事前に監査役と協議の上決定します。

7. 取締役および従業員の監査役への報告体制

取締役および従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告します。

- (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (2) 内部監査の結果
- (3) 内部通報制度による通報の状況
- (4) 監査役から報告を求められた業務執行に関する事項

8. 内部監査体制

内部監査担当部署が定期的に実施する内部監査により、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保しております。また、当社の経営活動が社内規程等に準拠して、適性かつ効率的に実施されていることを確認し、当社の社長に監査結果を報告しております。さらに、監査結果を監査役とも情報を共有し、新たな課題を検討した上で必要に応じて具体的な解決策の策定を担当部門に指示し、その後の進捗管理を実施します。

9. 情報の保存及び管理

取締役の業務執行上の決定に関する記録および資料は、関連規程に従って作成・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

10. 情報の取り扱い

情報は重要な経営資源の一つであり、経営の透明性を高めるための情報伝達を重視し、情報システムの整備に不断の努力を払います。また、経営目的に即した情報を適正に必要なかつ十分な範囲で入手し、広報やホームページ利用等により、適宜適切な対外情報発信・開示を行うとともに、個人情報や秘密情報の厳正管理を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 】

当社は、法令その他の社会的規範を遵守し、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体とは一切関わりません。特に経営に携わる者は、このような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。暴力団等が商品クレーム等、様々なきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけて不法な金銭的利益を得ようとする行為に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則として社員一人一人を孤立させず、組織的に対応していきます。また、最大限、警察や法律家等の支援を得ていきます。

√その他

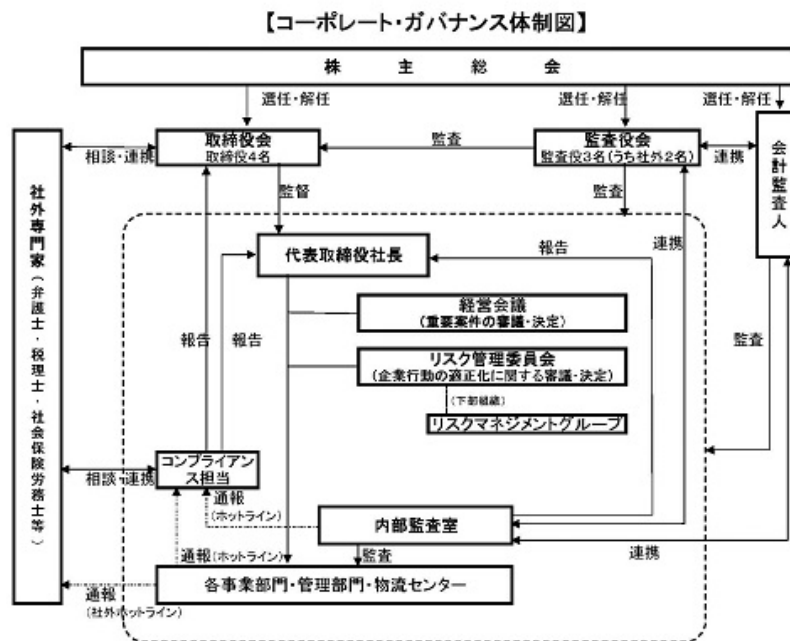
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

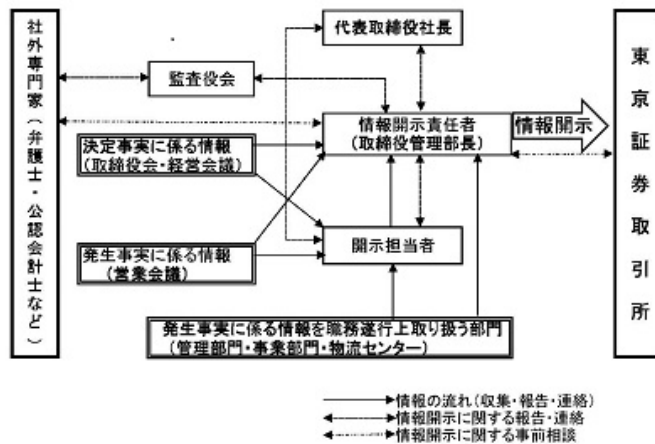
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の模式図】



I. 情報収集の主要会議体

取締役会：原則年8回開催され会社法等で定められた事項や経営に關する重要事項について審議、議決する会議。

経営会議：不定期で開催され管理部が事務局となり、原則代表取締役社長が指名するもので構成され、

経営の重要事項および経営の全般的方針等取締役会への付議提案すべき事項他、経営・業務執行に關する意思決定を行う会議。

営業会議：原則週1回開催され営業部が事務局となり、管掌取締役、部長、営業担当、企画担当等で構成される業務執行、営業状況の報告・連絡会議。

II. 情報開示のための情報の流れ

適時開示に係る情報は定められた報告ルートにより情報開示責任者である管理部長に集約され、必要により東京証券取引所や社外の専門家にも事前に相談した上で、代表取締役へ報告し情報開示されることとなります。